令８．１１．４
デ　６　－　１

説　明　資　料

〔税務手続のデジタル化・事業者のデジタル化〕

令和８年11月４日（水）

国　税　庁

目　　次

（ページ）

前回会合での主な御意見・・ 3

1．総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

前回会合での主な御意見 ー 税務手続のデジタル化・事業者のデジタル化①

（全体）

- 税務手続のデジタル化・事業者のデジタル化は大変だが、推進することは重要。企業・経営サイドとしても可能な限りの協力をする必要がある。
- デジタル化の推進にあたり、なぜ利用率が向上しないのかという点については、心理学的なアプローチなど学際的な研究も必要ではないか。
- 自己情報のオンライン確認は非常に重要で、納税者にとってデジタル化推進のインセンティブが働く部分ではないか。中小企業のデジタル化の最大の課題は、デジタル化を主導できる人材の確保。地域の各機関で連携してデジタル人材を活用する施策もあり、こうした地域の取組との連携も必要。
- AIを前提としたデジタル化を進めるに当たっては、制度そのものを次世代のものに変えていくという考え方が重要。
- 地方税でもキャッシュレス納付は進んでいる。国税も地方税も、国民から見ると同じ税であることから、デジタル化の推進に当たっては、国と地方で調整して進めていただきたい。
- AIガバメントの進展に向けて、デジタル庁との連携を強化すべき。 AIの安全性やAIバイアスについて、諸外国の取組も参考に考えていくべき。
- 安全なセキュリティ環境の構築は重要。また、万が一の事態に備えて、バックアップ体制を取るためのBCPを見直し、職員の意識醸成や関係省庁との連携を進めていただきたい。
- 本人確認のセキュリティを高めるため、免許証などの書類ではなく、デジタルでの本人確認を加速すべき。
- デジタル化の推進に当たっては、諸外国のように、期限を決めた義務化といった手段を組み合わせることも検討すべき。

（注）順不同。複数の出席者による同旨の発言は、適宜まとめて記載している。以下同じ。

前回会合での主な御意見 ー 税務手続のデジタル化・事業者のデジタル化②

（マイナポータル連携）

- マイナポータル連携では、多くの機関や事業者が関わっており、連携先の機関等もあわせて全体としてセキュリティ対策を行っていく必要。
- マイナポータル連携は、事前の手続でつまずいて、やり方が分からないという納税者もいるのではないか。

（法人税申告のALL e-Tax）

- データの変換は、AIを活用することでツールよりも簡便にできる。そのやり方を公開することが有効と考える。
- 地域別ではどうなっているのか、どのアプローチが功を奏しているのかというところが見えてくると、中小企業のデジタル化が一層進むのではないか。

（デジタルインボイス）

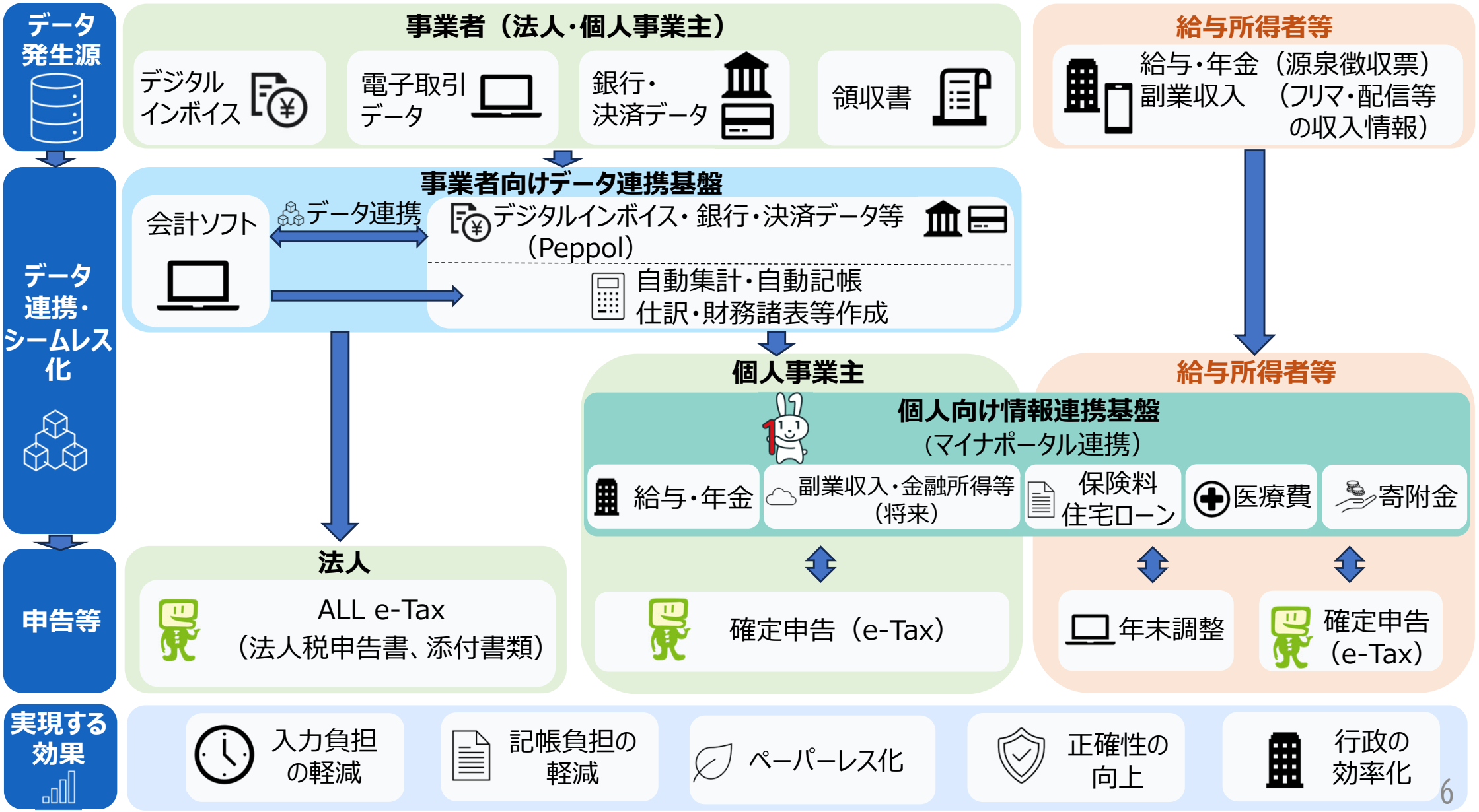
- デジタルインボイスの普及については、諸外国のように、政府調達の際にデジタルインボイス利用を義務付けるといったことも検討する必要。

1. 総論

デジタルシームレスの方向性（イメージ）

○　事業者（法人・個人事業主）については取引から申告までのデータ連携を推進し、給与所得者等についてはマイナポータル連携の拡充を図ることで、取引から税務手続までの一貫したデジタルシームレス化を図る。

○　データの連携先を含め、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保に万全を期す。



2. 個別の取組
⑴ マイナポータル連携

マイナポータル連携利用拡大に向けた今後の取組

○　マイナポータル連携の利用拡大に向け、現状の課題を踏まえ、以下の取組を進める。
- ✓ マイナポータル連携とそのメリットの認知度向上
- ✓ 事前設定の簡素化
- ✓ 連携対象データの拡大

○　収入関係・控除関係のデータのうち、マイナポータル連携が困難なものについては、納税者が簡便に申告できる方策について検討する。

これまでの連携対象データの拡大

- 最近の対応として、寄附金（ふるさと納税以外）の一部、生命保険契約等の一時金・年金、損害保険契約等の満期返戻金等・年金が新たな連携対象に。

今後の取組

認知度向上
- ＳＮＳやｅ-Ｔａｘ個別メッセージを利用した広報のほか、あらゆる機会を捉えて周知広報を実施 継続
- 令和９年１月以降の「給与所得の源泉徴収票のみなし提出の特例」の周知に併せて、事業者を通じた給与情報のマイナポータル連携の利用勧奨 継続

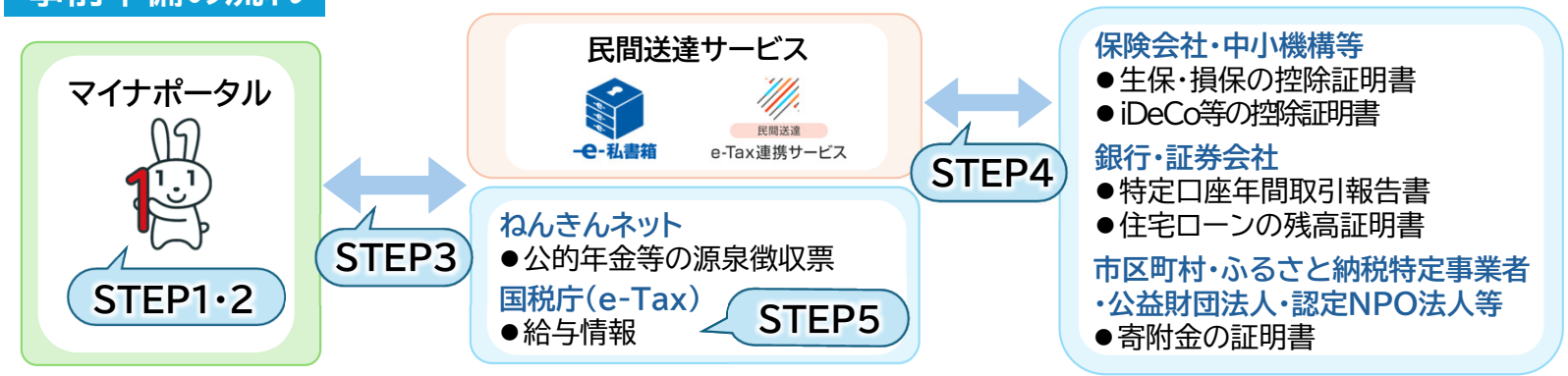
設定簡素化
- 事前設定の簡素化（一括設定） 対応中
- 円滑な事前設定に向けた特設ページの見直し 対応中

対象拡大等
- データを保有する事業者・団体に対してマイナポータル連携への対応を依頼 継続
- 連携可能な控除関係データに、国民健康保険料を追加 対応中
- 控除関係データのうち、連携が困難なもの（人的控除）について対応を検討 検討中
- 収入関係データのうち、連携が困難なもの（金融所得の一部、サラリーマンの副業収入など）について対応※を検討 検討中

※　例えば、プラットフォーム事業者がどのような情報を取得・保有しているか等、ビジネスモデルを確認する必要

（参考）マイナポータル連携事前準備

事前準備の流れ



推奨環境について

ご利用に当たっては、
・マイナアプリ
・e-Tax
・確定申告書等作成コーナー
の**推奨環境**をご確認ください。

スマホによるe-Tax利用の**推奨環境**

端末	OS	ブラウザ
Android	Android	Google Chrome
iPhone	iOS	iOS safari

STEP1

マイナポータルで利用者登録

「マイナポータル」にアクセスし、案内に沿って、利用者登録を行います。

STEP2

「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択



STEP3

マイナポータルと外部サイトを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービス・ねんきんネット・e-Taxと連携します。



STEP4

民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

各証明書等を発行する企業のサイトで、証明書等の電子交付サービスの登録や電子交付への同意を行い、民間送達サービスと証明書等を発行する企業を連携します。



STEP5

e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

e-Taxのマイページで、情報取得を希望する旨の登録や、マイナンバーの提供等を行います。



2. 個別の取組
⑵ 法人税申告のALL e-Tax

ALL e-Taxの推進に向けた取組

○　国税庁では、添付書類も含めた法人税の電子申告（ ALL e-Tax ）を推進するため、税理士に対する利用勧奨などに取り組んでおり、現状の課題を踏まえ、新たな取組も進める。

○　これまでの制度的な対応として、資本金１億円超の大法人等については、 ALL e-Tax が義務化されている（令和２年４月１日以後に開始する事業年度～）。

＜現状の取組＞

- ◆　財務諸表を書面で提出している税理士に対して、使用している税務（申告）ソフトの特性を踏まえて勧奨
- ◆　税理士会や税務（申告）ソフトベンダーと連携し、税理士会の研修会等で説明
- ◆　法人のｅ-Ｔａｘメッセージボックスに、 ALL e-Tax についてのメッセージを配信
- ◆　e-Tax ホームページに、 ALL e-Tax 専用ページを開設し、ＦＡＱなどを掲載

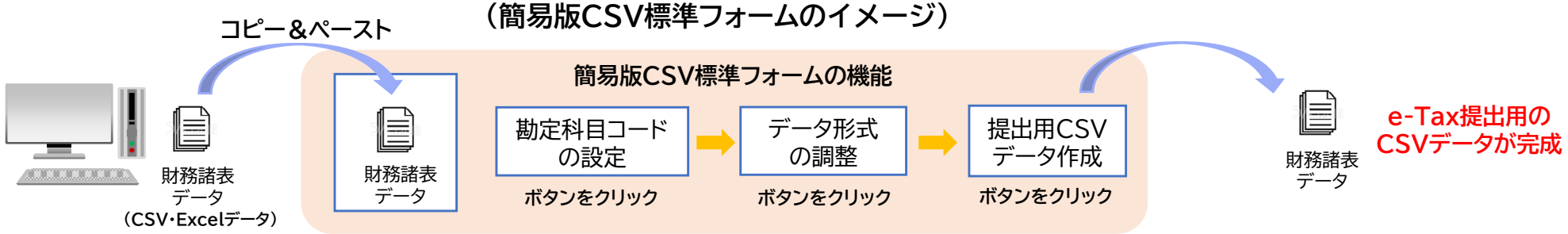
＜新たな取組＞

中小企業や税理士関与のない法人は、 ALL e-Tax の普及が進んでおらず、財務諸表データの送信に当たり、会計ソフトと税務（申告）ソフトの互換性の問題（注）をクリアする必要がある。

（注）会計ソフトと税務（申告）ソフトに互換性がない場合、国税庁が提供する標準フォームにより、 e-Tax で受付可能なＣＳＶ形式の財務諸表データを作成する必要があり、勘定科目の設定等の作業が必要となる。

ソフトの互換性の問題により、 ALL e-Tax が実現していない法人向けに、会計ソフト等から出力された財務諸表データについて、同データの内容をコピー＆ペーストし、その後は、簡単なボタン操作によりe-Tax 提出用のＣＳＶデータを自動作成できる「簡易版ＣＳＶ標準フォーム」を作成・公開する（令和８年１２月予定）。

（簡易版CSV標準フォームのイメージ）



今後、利用者のニーズを踏まえ、生成ＡＩ等の新たな技術の活用など、更なる利便性向上の検討を進める。

（参考）オンライン利用率の国税局別内訳

○　令和７年度分におけるオンライン（e-Tax）利用率の国税局別内訳は下表のとおり。

（単位：%）

	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	全国
法人税申告	91.2	89.9	91.9	91.2	94.3	92.8	92.5	92.4	91.4	91.4	93.4	91.4	91.8
ALL e-Tax	**70.7**	**69.9**	**74.3**	**65.0**	**77.9**	**75.0**	**70.7**	**75.3**	**75.2**	**72.1**	**75.7**	**68.5**	**70.3**
所得税申告	73.7	78.4	77.7	77.2	79.0	76.3	76.6	78.2	79.3	78.8	79.4	80.3	77.4
相続税申告	65.6	67.6	72.6	71.0	70.4	66.5	72.4	71.1	69.8	67.2	64.5	72.1	70.2

2. 個別の取組

⑶ デジタルインボイス（Peppol）

デジタルインボイスの普及に向けた取組

これまでの制度的な対応

◆　令和７年度税制改正び令和８年度税制改正において、デジタルインボイス（デジタルシームレス）導入のインセンティブとなる制度を措置。

（令和７年度税制改正）

・　一定の基準を満たすデジタルシームレス対応システムを使用し、一定の要件を満たして電子的に送受信・保存を行った場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の対象から除外

（令和８年度税制改正）

・　一定の条件を満たす電子帳簿を作成・保存している場合、所得税の青色申告特別控除額の上限を引上げ（65万円→75万円）

諸外国の状況

◆　諸外国では、デジタルインボイスを義務化または計画している国が多数。
　ＥＵは、公共調達（ＢtoＧ）のデジタルインボイスは義務化済。企業間取引（ＢtoＢ）についても、2030年に義務化見込み。

今後の取組

◆　日本においても、まずは、政府調達（ＢtoＧ）におけるデジタルインボイスの利用拡大を進める。

◆　昨年から、デジタル庁と連携し、国税庁の調達における利用拡大に取り組んでおり、令和７年度は契約件数※の約３%、うち情報システム関係では約７%をデジタルインボイスで受領。令和８年７月からは、国税局の調達においてもデジタルインボイスの利用を推進。

※　国税庁HP「公共調達の適正化に係る情報の公表」令和７年度国税庁調達分

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和８年７月21日閣議決定）（抄）
第２　重点政策一覧　３－120　デジタルインボイスの定着

デジタルインボイスについては、その標準仕様（JP PINT）の安定的な管理を引き続き実現する。なお、令和８年度税制改正において、JP PINTに対応した電子計算機処理システムを使用して電子取引データの授受・保存を行うことで、青色申告特別控除（75万円）の適用を受けることが可能とされた。そのような取り巻く環境の変化も踏まえ、事業者のグッドプラクティスの継続的な発信や**政府調達におけるデジタルインボイスの利用（政府調達システムでのデジタルインボイスの受付）をより一層進めていく**。

（参考①）令和７年度税制改正（電子帳簿保存制度の見直し）

概　要

請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の10%加重の適用対象（※１）から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができることとされた。（※２）

（※１）電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税を10%加重する。

（※２）重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用される。

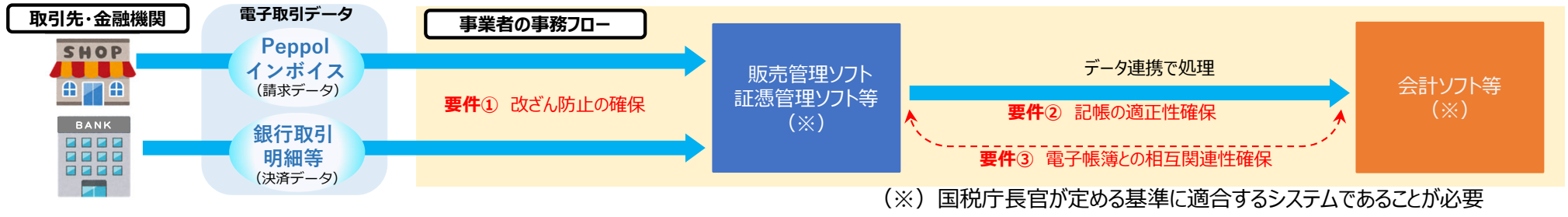
上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム（※３）を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要。また、あらかじめ届出書の提出が必要。

（※３）❶デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、❷預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいう。

➢ 送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
Ⅰ 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。**【改ざん防止の確保】**
Ⅱ 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）**【記帳の適正性確保】** ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと**【電子帳簿との相互関連性確保】**

➢ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ



（※）国税庁長官が定める基準に適合するシステムであることが必要

（参考②）令和８年度税制改正（青色申告特別控除の見直し）

概　要

◆ 会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しを行う（令和９年分以後の所得税について適用）。

① **請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる（65万円→75万円）**

② 簡易簿記による控除（10万円）の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する

③ 複式簿記による控除（65万円以上）の適用は、電子申告を条件とする

○ 現行制度

条件	控除額
複式簿記＋イ～ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記（上記イ～ハを満たさず≒書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円

○ 見直し案

条件	控除額
複式簿記＋電子申告＋イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記＋電子申告	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記【対象を限定】(注1)	

（注１）簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下）の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

（注２）本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

（参考③）諸外国の状況

○　政府調達（ＢtoＧ）ついては、多くの国で、入札参加事業者にデジタルインボイスの発行が義務付けけられている。

○　ＥＵ加盟国については、事業者間取引（ＢtoＢ）についても、2030年までに義務化予定。

○　イタリア、韓国など、一部の国では、消費者への販売（ＢtoＣ）についても義務化されている。

◆諸外国におけるデジタルインボイスの発行義務化の状況

	フランス	ドイツ	イタリア	韓国	オーストラリア
デジタル インボイス	B2G:義務あり B2B:義務化予定	B2G:義務あり B2B:義務化予定	B2G:義務あり B2B:義務あり B2C:義務あり	B2G:義務あり B2B:義務あり B2C:義務あり	B2G:義務あり
導入時期	B2G:導入済 B2B: 2026~2027 導入予定	B2G: 2017/1~2020/1 導入済 B2B: 2026~2027 導入予定	B2G: 2014/6~2022/7 導入済 B2B、B2C: 2019/1~2022/7 導入済	導入済	B2G: 2022/7導入済
義務の対象 となる事業者	B2G:設立事業者	B2G:連邦の行政 機関に対する売手 B2B(予定): 設立事業者	B2G、B2B、B2C: 設立事業者	韓国で設立された 事業者	連邦政府機関

出典：令和６年12月19日「諸外国におけるデジタルインボイス（e-invoice）制度調査報告書」デジタルインボイス推進協議会（EIPA）HP資料抜粋